

生活保護診療報酬明細書点検業務委託仕様書

1. 委託業務名

生活保護診療報酬明細書点検業務委託

2. 委託期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

3. 業務の実施場所

箕面市総合保健福祉センター1階事務室

4. 業務の目的

生活保護診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「レセプト」という）の点検を行うことにより、生活保護法による医療扶助費の適正な支出を図ることを目的とする。

5. 業務内容

- (1) 電子レセプトの単月及び縦覧点検業務（縦覧点検は3か月に一度実施）
 - ① 単月点検について、医科、歯科、調剤及び訪問看護レセプトの単月分を対象とすること。点検に当たっては下記内容に留意の上実施すること。
 - (a) 縦計・横計の検算
 - (b) 算定についての関連（診療開始日、初診、在宅欄、退院日等）
 - (c) 検査に係る算定の妥当性
 - (d) 各種指導料、各種管理料の算定回数及び算定の妥当性
 - (e) 各種処置、検査、注射回数の妥当性
 - (f) 診療内容の傷病名に対する妥当性
 - (g) 特別食と傷病名との関連
 - (h) 長期に及ぶ投薬の妥当性
 - (i) 各種薬剤の傷病名との適応及び投与日数、回数の妥当性
 - (j) 調剤における調剤料の誤り
 - (k) 調剤レセプトに対する医科及び歯科レセプトの突合による傷病名との適応及び投与日数、投与回数の妥当性
 - (l) 訪問看護レセプトに対する医科レセプトの突合による傷病名との適応及び各種算定の妥当性
 - (m) その他請求内容の妥当性
 - ② 縦覧点検について、医科、歯科、調剤及び訪問看護レセプトの3か月分を対象とすること。点検に当たっては、下記内容に留意するとともに複数の医療保険受診など複数のレセプトを突合、確認するなど効率の良い点検を実施すること。

- (n) 重複請求、同一医療機関の重複検査等
 - (o) 連月での初診料算定の可否
 - (p) 注射での長期にわたる施行
 - (q) 規定されている手術の妥当性
 - (r) 特殊検査の連日施行の妥当性
 - (s) 連月でのレントゲン施行の妥当性
 - (t) C T、MR I 撮影の連月施行の妥当性
 - (u) 連月でのルーチン検査の妥当性
 - (v) リハビリテーションの施行期間の妥当性
 - (w) 新入院、継続入院の妥当性
 - (x) 頓服、外用薬の投与量
 - (y) 投薬日数の上限が規定されている薬剤の妥当性
 - (z) 投薬での抗生剤等長期にわたる漫然たる投与
 - (aa) その他請求内容の妥当性
- ③ 単月点検及び縦覧点検の結果、支払基金への再審査請求となる電子レセプトについて、レセプト管理システムに再審査申出理由登録を行うこと。
- ④ 再審査申し出を行ったレセプトを原紙印刷し、その後付箋を貼り付けること。
- ⑤ 再審査内容を登録したレセプトデータを発注者が貸与する磁気媒体にCSV形式で保存する。
- ⑥ 業務終了後、「レセプト単月・縦覧点検委託結果報告書」を提出すること。
- ⑦ 医療扶助の適正化を図るため、頻回受診・重複受診・複数の医療機関からの向精神薬等の処方・他法公費負担医療活用可能性等について点検を行い、問題と思われる事例について報告すること。

(2) 資格点検業務（毎月）

市役所職員が資格の有無を点検するので、その後資格喪失等で返戻する必要があるものについては支払基金への返戻処理を行う。

(3) 他法活用該当可能性対象者抽出

抽出した対象者リストをエクセルファイルに格納する。

- ① 先発医薬品利用者抽出（3か月に1回）
先発医薬品利用者を抽出し、切り替え可能な後発医薬品と差額をリストにする。
- ② 自立支援医療、更生医療適用の可能性のある対象者抽出（3か月に1回）
自立支援医療の更生医療が適用されていない生活保護単独請求レセプトのうち、認定病名、診療行為（人工透析）がある対象者をリストにする。
- ③ 自立支援医療の精神通院医療適用の可能性のある対象者抽出（3か月に1回）
自立支援医療の精神通院が適用されていない外来レセプトのうち、精神疾患が主病名になっており、治療中と判断できる対象者をリストにする。
- ④ 指定難病に対する医療費助成制度の該当可能対象者抽出（3か月に1回）
単独レセプトで、特定医療費の適用可能性のある治療を受けている対象者をリストにする。

6.予定点検枚数

1 か月 約 2,500 枚

7.使用できるパソコンの台数

1 台

8.その他

- (1) 毎月の業務日は委託者・受託者の協議の上決定する。
- (2) その他、この仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者協議のうえ定めるものとする。